

## 烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)

### (目的)

第一条 この規則は、烏川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（イワナ、ヤマメを含む。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ウナギ及びドジョウをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りではない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭又は組合が指定するオンラインシステムで、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又は組合が指定するオンラインシステムにより申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員もしくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十三条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第八条第1項あるいは同条第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
ア ユ	6月1日以降で組合が定める日時から12月31日まで

ヤマメ サクラマス イワナ	3月1日から9月20日まで
マス (ヤマメ、サクラマス、イワナを除く。以下同じ。) コイ フナ ウグイ オイカワ ウナギ ドジョウ	1月1日から12月31日まで

2 前項の組合が定める日時は組合の掲示板に掲示し、公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具・漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき2本以下
投 網	1人につき1統
すくい網	1人につき1統・網口径45cm以下
釜	口径15cm・長さ100cm以下 15統以下

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具・漁法は、イ欄の魚種をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁具・漁法	イ 魚 種	ウ 区 域	エ 期 間
グイ釣り	全 魚 種	烏川漁協が管理する漁場 全域	1月1日から12月31日まで
竿釣り（リール竿、餌釣り、コロ	ア ュ	新柳瀬橋から井野川合流 まで	第三条第1項で組合が定める日時から9月第1土曜日

ガシ、引掛を除く)以外の漁法			まで
投網・釜・すくい網	全魚種	金井橋から上流の鮎川	1月1日から 12月31日まで

3 前項の組合が定める日時は、組合の掲示板に掲示し、公表するものとする。

(禁止区域)

第五条 第三条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄に掲げる期間、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間・時 間
小川橋から駒留橋までの鮎川	4月1日から5月31日まで
中村堰上流端より上流50mから中村堰上流端より下流100mまでの鐺川	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ヤマメ サクラマス イワナ マス	15センチメートル
ウグイ オイカワ	8センチメートル
ウナギ	30センチメートル

(尾数の制限)

第七条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	尾 数
ヤマメ サクラマス イワナ	20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付方法)

第八条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁承認証取扱所（以下「遊漁証取扱所」という。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときは次の表のとおりとし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,300円、アユ、ヤマメ・サクラマス・イワナを除く魚種の場合は700円を加算した額とする。なお、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全 魚 種	徒手採捕	1日	1,700円
	手 釣 竿 釣	1年	7,000円
	同 上 投 網 すくい網	1年	8,600円
ウナギ、ドジョウ	徒手採捕 筌	1年	15,000円
アユ、ヤマメ、サクラマス、イワナを除く魚種	徒手採捕	1日	800円
	手 釣 竿 釣	1年	6,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
中 学 生	アユを除く魚種	徒 手 採 捕 手 釣 ・ 竿 釣 す くい 網	1年	無 料
75 歳以上の者	全 魚 種	徒 手 採 捕 手 釣 竿 釣	1年	6,000円
		同 上 投 網 すくい網	1年	7,600円
	アユ、ヤマメ、サクラマス、イワナを除く魚種	徒 手 採 捕 手 釣 竿 釣	1年	5,000円

身体障害者	全魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1年	3,500円
		同上 投網 すくい網	1年	4,300円
	アユ、ヤマメ、サ クラマス、イワ ナを除く魚種	徒手採捕 手釣 竿釣	1年	3,000円

注 遊漁料については、消費税及び地方消費税を含む。

- 3 遊漁料は、別表に掲げる遊漁証取扱所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場に関する事項)

第九条 組合は次の表のア欄に掲げる区域内において、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁具・漁法
鮎川 会場砂防ダムから組合が定める場所まで	3月1日から12月31日までの期間  ただし、イワナ・ヤマメは3月1日から9月20日まで	竿釣り （フライ釣り ルアー釣り 餌釣り）  （1人につき1本）

- 2 前項の組合が定める場所は、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示し、公表する。
- 3 第1項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の料金を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお、期間の欄の1日とは、午前7時30分から午後5時まで、半日は正午から午後5時までとする。

魚種	期間	区分	遊漁料
イワナ ヤマメ マス	1日	烏川漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁券保持者	4,500円
		上記以外の者	5,000円
	半日	烏川漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁券保持者	3,500円

	上記以外の者	4,000円
--	--------	--------

注 料金については、消費税及び地方消費税を含む。

第九条の二 組合は次の表のア欄に掲げる区域内において、それぞれイ欄に掲げる期間中を特設釣り場と定め、遊漁者はウ欄の漁具・漁法でのみ遊漁を行うことができる。

ア 区 域	イ 期 間	ウ 漁具・漁法
鮎川 組合が定める場所から鮎川砂防ダムまで	3月1日から12月31日までの期間 ただし、イワナ・ヤマメは3月1日から9月20日まで	竿釣り (フライ釣り ルアー釣り) (1人につき1本)

- 前項の組合が定める場所は、特設釣り場遊漁証取扱所に掲示し、公表する。
- 第1項の区域及び期間で遊漁をしようとする者は、前条各項の規定にかかわらず、次の表の料金を特設釣り場遊漁証取扱所において納付するものとする。なお、期間の欄の1日とは、午前8時から午後5時まで、半日は正午から午後5時までとする。

魚 種	期 間	区 分	遊漁料
イワナ ヤマメ マス	1日	烏川漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁券保持者	4,500円
		上記以外の者	5,000円
	半日	烏川漁業協同組合が発行する期間 1年の遊漁券保持者	3,500円
		上記以外の者	4,000円

注 料金については、消費税及び地方消費税を含む。

- 第1項の区域及び期間で遊漁しようとする者は、期間1日の場合は1日10尾、半日の場合は1日に5尾を超えて魚を保持してはならない。
- 第1項の区間において、釣り針を使用する場合、バーブレスフック（返しのない針又は返しを潰した針）を使用しなければならない。

(遊漁承認証に関する事項)

第十条 組合は、第二条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- 承認を受けた者の氏名、住所および顔写真  
(ただし、期間を1年とする遊漁証に限る)
- 承認期間

- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
  - (4) 発行者名
  - (5) その他参考となるべき事項
- 2 遊漁証の交付は、別表の遊漁証取扱所、特設釣り場遊漁証取扱所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁証は、他人に貸与してはならない

#### (遊漁に際し守るべき事項)

- 第十一条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムにより発行された遊漁証を使用する場合は、遊漁開始前に遊漁料を納付し、遊漁中はオンラインシステムを通じて遊漁者の位置情報等が組合に提供されている状態で携帯しなければならない。ただし、電波が届かない等のやむを得ない場合又は漁場監視員の要求があった場合は、オンラインシステムで遊漁料を納付した情報が分かる印刷物又はオンラインシステムの画面等を提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

#### (漁場監視員)

- 第十二条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (1) 氏名および顔写真
  - (2) 有効期間
  - (3) 発行者名
  - (4) その他必要な事項

#### (違反者に対する措置)

- 第十三条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(附則)

- 1 この規則は令和6年3月1日から施行する。

○令和6年2月19日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-10003号

◆◆◆注意事項◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第195条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆◆◆注意事項◆◆◆



## 別 表

## 遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在	電話番号	備考
1	ゆうわ釣具店	藤岡市藤岡 7 4 0 - 1	0274-23-3993	年
2	岩本釣具店	藤岡市藤岡 1 0 4	0274-22-2755	年・日
3	つりピット	高崎市江木町 1 4 9 9 - 1	027-384-3390	年
4	釣り・お食事処 赤久縄	藤岡市上日野 2 - 2 7	0274-28-0680	年・日
5	小暮商店	藤岡市上日野 1 2 1 4	0274-28-0809	年・日
6	井澤 國廣 (理事)	藤岡市上日野 1 5 9 8		年・日
7	鮎川魚苑	藤岡市下日野 2 2 3 6 - 2	0274-28-0292	年・日
8	山口 市郎 (監事)	藤岡市下栗須 9 0 2		年・日
9	中林 雅好 (理事)	藤岡市中 5 0 0 - 2		年・日
10	原田 正彦 (理事)	高崎市山名町 1 2 5 3		年・日
11	小野里 禎純 (理事)	高崎市倉賀野町 2 7 1 2 - 1		年・日
12	関口 宏行 (総代)	高崎市倉賀野町 6 3 6 - 1		年・日
13	組合事務所	高崎市倉賀野町 7 9 4 - 2 4	027-347-0123	年・日
14	[JTB チケット] セブンイレブン ローソン ファミリーマート	東京都品川区東品川 2 - 3 - 1 1		日

※日：日釣り券のみの取扱

## 特設釣り場遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在	電話番号	備考
1	釣り・お食事処 赤久縄	藤岡市上日野 2 - 2 7	0274-28-0680	